

INSOLVENCY LAW NEWSLETTER

June 2021

acuitylaw.co.in



Acuity Law について

Acuity Law は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれSouvik Ganguly、Deni Shah、Gautam Narayan が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- ➤ M&A
- ▶ 救済型 M&A
- ▶ 倒産法
- ♪ プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- ▶ 雇用法/労働法
- ▶ 商取引に関するアレンジメント
- ▶ コーポレート・アドバイザリー

「国際貿易/税務」

- ▶ クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- ▶ 組織再編戦略
- ▶ 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- ▶ 国際貿易/関税
- ▶ グローバル・サプライチェーン最適化
- ▶ 物品・サービス税(GST)

「紛争」

- ▶ 民事紛争
- ▶ 刑事紛争
- > 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。

Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、またはal@acuitylaw.co.inまで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

ACUITY LAW

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2021年6月の破産倒産法関連の主なアップデートについて取り扱ってい

ます。会社法上訴審判所(=NCLAT)、会社法審判所(NCLT)の各裁判所において下された重要な判

決について、まとめました。

1) INELIGIBILITY TO SUBMIT RESOLUTION PLAN UNDER THE INSOLVENCY AND

BANKRUPTCY CODE, 2016 ("CODE") IS APPLICABLE AT THE TIME WHEN THE

RESOLUTION PLAN IS SUBMITTED BY THE RESOLUTION APPLICANT.

Matter: Martin S.K. Golla v. Wig Associates Pvt. Ltd.

Order dated: 04 June 2021.

Summary:

Wig Associates (以下「企業債務者」)は、企業倒産処理プロセス(以下「CIRP」)の開始を申請し、

2017 年 8 月 24 日、申請が承認されました。その後、2017 年 11 月 23 日、インド政府は法第 29A 条

を導入し、再生計画を提出する資格のない者の条件について列挙しました。当該改正により、企業債務

者に関して債権者のために保証を実行した者は、再建計画の提出者として不適格となりました。企業債

務者の保証人であった Mahendra Wig 氏(以下「再建計画申請者」)は、再建案を提出し、2018 年 4

月 20 日の債権者委員会での決議を経て NCLT に提出され、2018 年 6 月 04 日に承認されました。NCLT

は、CIRPが開始されていれば、法第29A条のような改正が行われたとしても、CIRPの申請承認日、す

なわち2017年8月24日に存在していた法規定が引き続き適用される、としていました。

控訴審において、NCLATは、NCLTの命令を無効とし、法第29A条に基づく不適格性は、再建計画申

請者が再建案を提出した時点において適用される、としました。再建計画申請者はCIRPの承認日におい

ては不適格性を有していませんでしたが、CIRP 開始後に 29A 条が導入された場合においても当該規定

が適用されないということにはならない、としました。

2) LIQUIDATION ORDER SET ASIDE DUE TO THE INVALID CONSTITUTION OF THE

COMMITTEE OF CREDITORS ("CoC").

Matter: Jayanta Banerjee v. Shashi Agarwal and Anr.



Order dated: 04 June 2021.

Summary:

INCAB Industries Limited (以下「企業債務者」)に対して、CIRP が開始されました。暫定管財人 (以下「IRP」)は、企業債務者に対する請求を募り、その後、債権者委員会(以下「CoC」)が組成されました。CoC は企業債務者の清算について決定し、カルカッタの NCLT に申請を行いました。従業員 グループと取引債権者(以下「控訴人」は、当該申請に反対すると共に、管財人(以下「RP」)が大多数の債権者と共謀していると主張して、RP の解任を申請しました。しかしながら、NCLT は清算命令を下しました。

これを受け、控訴人らは NCLAT に上告しました。NCLAT における主な争点は、(a) CoC の構成員である企業の一部について、破産倒産法上の下、企業債務者の関連当事者に該当するかどうか、(b) IRP/RP は、債権の照合や認否を行うことなく、CoC を組成することができるかどうか、等でした。

争点(a)について、控訴人らは、CoCの過半数を占める2つの企業は、企業債務者の取締役の1人である Goswami 氏によって管理・所有されており、企業債務者の関連当事者に該当する、と主張しました。一方、企業債務者の清算人(決議過程における RP)は、Goswami 氏が企業債務者の取締役に任命されたのは、かつての産業金融復興委員会が2009年に下した命令によるものである、と主張しました。当該命令は、その後高等裁判所にて無効とされており、Goswami 氏は企業債務者を辞任している、と主張しました。

NCLAT は、関連情報を参照し、企業省の年次報告書およびマスターデータから、Goswami 氏は、1999年に開催された総会の決議に基づいて企業債務者の取締役に任命されていた、と指摘しました。同氏は追加取締役のポストに就いていました。会社法では、追加取締役は次の総会まで在任することになっています。1999年以降、総会は開催されておらず、Goswami 氏は辞任するまで取締役を続けていましたが、CIRP開始かなり後になってからのことでした。従って、破産倒産法に基づくと、CoCを構成する2つの企業は関連当事者に該当することになります。

争点(b)について、NCLAT は、破産倒産法の下では、IRP は債権を募り、それらの照合結果に基づいて、金融債権者の中から CoC を組成する必要があります。また、IRP は、債権者が負っている金融債務に基づいて議決権を割り当てる必要があります。債権の照合や認否がなければ、IRP は債権者に議決権を割り当てることができず、議決権の割り当てができなければ、CoC の会議自体開くことができません。従って、IRP が請求の照合を行っていないため、CoC の組成は無効となります。CoC の組成自体が無効となる場合、そのような CoC による決定についても、有効とすることはできません。



これらを総合的に勘案した結果、NCLATは、清算命令を無効とし、債権の検証と照合、および CoC 組成のため、新たな IRP の任命を指示しました。

Our co-ordinates:

Mumbai 506 Marathon Icon Off Ganpatrao Kadam Marg Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in